

新県立体育館整備の基本的な方針

平成28年12月
香川県教育委員会

1 整備の考え方

県民がスポーツ活動により健康で明るく活力のある生活を送ることができ、また、アスリートの活躍を通してスポーツへの興味・関心を膨らませることは、本県のスポーツ振興にとって重要であり、その基盤となる新県立体育館の整備に取り組む。

近年、体育館にはこのスポーツ施設としての役割にあわせて、コンサート等のイベント開催やM I C E利用など交流人口の拡大による地域経済の活性化に資する施設としての役割も期待されている。

また、国が策定した名目GDP 600兆円に向けた成長戦略には、スポーツの成長産業化が盛り込まれ、収益性を重視したアリーナ機能の充実が求められているところである。

本県においては平成26年度の旧県立体育館の廃止により、県内に県立体育館がなく、スポーツ団体を中心に本県の中核的な体育館の整備を望む声が高まっている。そのため、平成27年度にその整備に当たり、有識者から意見を求め、本年4月にその報告書がとりまとめられたところである。この報告書を踏まえ本県スポーツの中核的な機能を有する施設として、また、人口の減少や少子化により地域の活力の低下が懸念されるなか、地域の活性化の拠点となる施設として、新県立体育館整備の基本的な方針を定める。

2 体育館の役割

新県立体育館は、次の3つの役割を併せ持った施設とする。

- ① **スポーツの国際大会・全国大会から地域の大会まで開催することができる施設であること。**
- ② **気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツ活動の拠点となる施設であること。**
- ③ **コンサート等のイベントが開催でき、M I C E利用も図れる香川の魅力や活力の創出に資する施設であること。**

3 基本的な機能

新県立体育館は、「競技スポーツ施設」、「生涯スポーツ施設」、「交流推進施設」としての機能を併せ持ったものとする。

① 競技スポーツ施設としての機能

- ・全国大会、国際大会など大規模なスポーツ大会等を開催することができること。
- ・アリーナには、観戦しやすい観客席を有すること。
- ・選手控室や役員室、審判室、医務室等を有し、競技に出場する選手や関係者にとって利用しやすいこと。
- ・多様な競技スポーツに対応できること。

② 生涯スポーツ施設としての機能

- ・県民だれもが、それぞれの年齢や体力、技術、興味・目的に応じて、多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことができること。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を通して様々な人々が交流できること。

③ 交流推進施設としての機能

- ・コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できること。
- ・スポーツの観戦やスポーツイベントへの参加を通じて、県民が広くスポーツに親しむ場所を提供できること。
- ・スポーツツーリズムの拠点として活用され、交流人口の拡大やにぎわいづくりにつながること。

④ その他の機能

- ・バリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した施設であること。
- ・ライフサイクルコストの削減を目指すなど、経済性に優れ、維持管理しやすく地球環境に配慮された施設であること。
- ・防災関連施設としても利用できること。

4 施設の内容

新県立体育館はその基本的な機能を活かすため、次のような考え方で整備する。

① メインアリーナ

- ・全国大会や国際大会など大規模なスポーツ競技大会がスムーズに開催できる規模と機能を有するとともに、各種イベント等のM I C Eにも利用可能な施設とする。
- ・全国でもトップレベルの競技力をもつハンドボールのほか、全国大会や国際大会を開催する機会が多いバスケットボールやバレーボール競技について、必要なコート数として、ハンドボール2面、バスケットボール3面、バレーボール4面を確保する。
- ・天井高や照明等の設置は、全国大会等が開催できるレベルとする。
- ・室内球技、体操、武道等の多様で大規模な競技大会に対応できる仕様とする。
- ・コンサート等大規模なイベント開催にも対応できる仕様(ステージ、吊物設備、音響設備、大型映像装置、照明設備、床荷重、床仕様、外部からの器材搬入路の設置、電源や電気容量等)とする。
- ・観客席は、5,000席以上(競技種目や規模に応じた対応ができるよう固定席のほか可動席も設置)とする。なお、コンサート等大規模なイベント開催時には、仮設イスの配置により、さらに席数を確保する。

② サブアリーナ

- ・小規模な大会の会場として、また、大規模なスポーツ競技大会開催時は練習会場としてメインアリーナの補完的な役割を担うとともに、メインアリーナと同時に他のスポーツ大会等の開催や日常の各種スポーツ活動の場として利用可能な施設とする。
- ・コンベンションや展示会・見本市など多様なM I C Eの利用が可能な施設とする。
- ・各種の武道を含めた地域のスポーツ大会等が開催・観戦できる施設とする。
- ・必要なコート数として、ハンドボール1面、バスケットボール2面、バレーボール2面を確保する。

③ アリーナ付属室

- ・大会開催のために必要となる選手控室(ロッカー、シャワー室、トイレを含む。)、ドーピング検査室、救護室、控室(審判用、大会役員用、チームミーティング用等)、放送室、器具庫などを設置する。
- ・控室は、コンサート等開催時の控室として使用できるよう配慮する。
- ・器具庫は、多様な競技の器具等の収納に必要な十分な面積を確保する。

④ トレーニングルーム

- ・ 競技者のウォーミングアップなどのため、トレーニング機器、フリーウエイト機器、スポーツ科学に関する機器等を備えた施設とする。

⑤ 武道施設

- ・ 現在の県立武道館は耐震改修も終え、日常的に利用されているものの、観客席がないため、大会運営に支障が生じることが多い。当面の大会運営の環境を改善することができる広さの武道施設とする。

⑥ 多目的ルーム

- ・ エアロビクスや各種ダンスなど、利用種目を限定せず、多様なスポーツニーズに対応でき、少人数でのスポーツ活動や文化活動としても利用できる施設を設置する。

⑦ スポーツ付属施設

- ・ ランニングコース、ボルタリング等の利用者のニーズや多様な競技種目の利用に応えられる施設を必要に応じて設置する。

⑧ サービス施設

- ・ 来場者の交流の場になるとともに、快適に利用していただくことができる飲食施設、売店、保育・授乳室等のサービスが提供できる施設を設置する。

⑨ 会議室

- ・ 大会、イベント開催者やスポーツ指導者等の各種会議や研修に使用できる施設を設置する。

◎ 上記施設に必要な延床面積、敷地面積

i ①メインアリーナ、②サブアリーナのうち競技に利用する面積

必要なコート数から各種競技規則や国体の競技施設基準を基に各アリーナのうち競技に利用する面積を算出した場合、次のとおりである。

	必要面積
メインアリーナ分	3,344㎡ (76m×44m) ⇒ <u>3,350㎡程度</u>
サブアリーナ分	1,786㎡ (47m×38m) ⇒ <u>1,800㎡程度</u>

ii 建築面積等

①メインアリーナ、②サブアリーナのうち競技に利用する面積のほか、各アリーナの観客席面積や、③～⑨までの施設を含めた体育館全体の建築面積等について、上記面積と同程度の競技面積を有する他県の体育館の建築事例は次のとおりである。

(1,000㎡未満は四捨五入)

	面積範囲	平均面積
建築面積	10,000㎡～25,000㎡	17,000㎡
延床面積	23,000㎡～50,000㎡	31,000㎡
敷地面積	16,000㎡～39,000㎡	29,000㎡

※敷地面積には駐車場面積は含まない。

※同じ建築面積等であっても、建屋を重層化することで必要な延べ面積等を確保することができる。

⑩ 駐車場

- ・建設地の交通アクセスや周辺の駐車施設の状況等も踏まえ、利用者に支障が生じないように必要な駐車数を確保する。
- ・大規模イベント時の交通混雑を避けるため、公共交通機関を利用したパークアンドライドを積極的に活用する。
- ・大会やイベント主催者の用具類等運搬車用の駐車場を確保する。

(参考)

- ・他の都道府県立体育館の駐車場整備の状況 (平均)
 - 市街地型の場合 約300台
 - 郊外型の場合 約3,000台 (含共用)

5 建設手法・管理運営方法

建設・管理運営にあたっては、県の財政状況や利用者に対して良質なサービスを効果的・効率的に提供できることを前提に、次の観点から検討し、決定する。

- ・県の財政負担をできるだけ軽減する方法を優先する。
- ・民間の資金やノウハウを活用し低廉で良質なサービスの提供が可能な管理運営方法を優先する。
- ・施設管理運営者が自ら企画する自主事業や広告事業等による収入が得られるよう工夫する。
- ・県の施設維持管理経費の負担軽減のため、施設管理運営者の主要な収入である施設使用料が確保できるよう利用者にとって利用しやすい、デザイン性も含め魅力ある施設とする。
- ・民間活力導入の可能性を検討する。

6 建設地

新県立体育館の建設地については、整備検討委員会の報告や各種競技団体からの要望、県スポーツ推進審議会の意見等を尊重するとともに、次の観点から選定し、地元高松市からの協力が得られることを前提に、特に、大量輸送が可能な鉄道の最寄り駅に近いことを重視して、サンポート高松に決定した。

- ・県財政への負担を考慮して、県有地等を活用し、新県立体育館に備える機能が十分に発揮できる施設の建築に必要な面積を確保できること。
- ・県内外の利用者の利便性を図るため、公共交通機関等のアクセスが良好であること。
- ・地域の活性化に貢献できるよう、諸々の関連施設（宿泊施設、商業施設、文化施設、観光交流施設等）との連携が図りやすく、アクセスも容易なこと。